

# 外れ馬券代 民事も「経費」

## 大阪地裁 課税7億4000万円減額

競馬の外れ馬券代を経費と認めず所得税を課したのは違法として、元会

社員の男性(41)が総額約8億1千万円の課税処分

の取り消しを国に求めた訴訟の判決で、大阪地

裁(田中健治裁判長)は2日、外れ馬券代も経費と認め、課税額を約7億

4千万円少ない約6600万円とした。

男性は払戻金を一切申告せず3年間で約5億7千万円を脱税したとして

所得税法違反で刑事責任を問われている。同地裁

と大阪高裁も同様に外れ馬券代を経費と認定して

脱税額を大幅に減額して

おり、検察側が上告している。無申告については一、二審とも執行猶予付きの有罪としている。

国税庁は通達で、馬券の払戻金を偶発的な所得として税法上の「一時所得」としており、経費は「収入に直接要した金額」に限られる。このため国税側は当たり馬券の購入代金の約1億8千万円だけを経費とし、男性の利益約1億5千万円の4倍を超える所得税約6億8千万円と無申告加算税約1億3千万円を課税した。

田中裁判長は判決理由で、男性がインターネットを通じて多レース・多入して「個別のレースに種類の馬券を継続的に購

おける当たり外れの偶然

トを通じて多レース・多入して「個別のレースに種類の馬券を継続的に購

おける当たり外れの偶然

トを通じて多レース・多入して「個別のレースに種類の馬券を継続的に購

おける当たり外れの偶然

トを通じて多レース・多入して「個別のレースに種類の馬券を継続的に購

おける当たり外れの偶然

トを通じて多レース・多入して「個別のレースに種類の馬券を継続的に購

おける当たり外れの偶然

トを通じて多レース・多入して「個別のレースに種類の馬券を継続的に購

おける当たり外れの偶然

トを通じて多レース・多入して「個別のレースに種類の馬券を継続的に購

おける当たり外れの偶然

トを通じて多レース・多入して「個別のレースに種類の馬券を継続的に購

おける当たり外れの偶然

トを通じて多レース・多入して「個別のレースに種類の馬券を継続的に購

おける当たり外れの偶然

性的影響を抑えている」と指摘。こうした買い方をしている場合の払戻金は「営利を目的とする継続的行為から生じた」として税法上の「雑所得」と認定。外れ馬券も含めた全ての馬券代を経費と認めた。

判決によると、男性は

性的影響を抑えている」と指摘。こうした買い方をしている場合の払戻金は「営利を目的とする継続的行為から生じた」として税法上の「雑所得」と認定。外れ馬券も含めた全ての馬券代を経費と認めた。

性的影響を抑えている」と指摘。こうした買い方をしている場合の払戻金は「営利を目的とする継続的行為から生じた」として税法上の「雑所得」と認定。外れ馬券も含めた全ての馬券代を経費と認めた。

性的影響を抑えている」と指摘。こうした買い方をしている場合の払戻金は「営利を目的とする継続的行為から生じた」として税法上の「雑所得」と認定。外れ馬券も含めた全ての馬券代を経費と認めた。

性的影響を抑えている」と指摘。こうした買い方をしている場合の払戻金は「営利を目的とする継続的行為から生じた」として税法上の「雑所得」と認定。外れ馬券も含めた全ての馬券代を経費と認めた。

性的影響を抑えている」と指摘。こうした買い方をしている場合の払戻金は「営利を目的とする継続的行為から生じた」として税法上の「雑所得」と認定。外れ馬券も含めた全ての馬券代を経費と認めた。

性的影響を抑えている」と指摘。こうした買い方をしている場合の払戻金は「営利を目的とする継続的行為から生じた」として税法上の「雑所得」と認定。外れ馬券も含めた全ての馬券代を経費と認めた。

性的影響を抑えている」と指摘。こうした買い方をしている場合の払戻金は「営利を目的とする継続的行為から生じた」として税法上の「雑所得」と認定。外れ馬券も含めた全ての馬券代を経費と認めた。

性的影響を抑えている」と指摘。こうした買い方をしている場合の払戻金は「営利を目的とする継続的行為から生じた」として税法上の「雑所得」と認定。外れ馬券も含めた全ての馬券代を経費と認めた。

2005～09年、インターネットや予想ソフトを使って約35億1千万円の馬券を購入し、計約36億6千万円の払い戻しを受けた。購入対象は全国の競馬場の新馬戦と障害レースを除いた全レースのうち、65～95%に達していたという。